

平成27年1月16日
東北電力株式会社

当社原子力発電所における
配管の設計状況に関する調査結果の報告について

当社は、原子力規制委員会より受領した文書「日本機械学会『発電用原子力設備規格 設計・建設規格』<第I編 軽水炉規格>^{※1}に係る報告について」(平成26年12月18日付)に基づき、女川原子力発電所および東通原子力発電所における配管の設計状況に関する調査結果を取りまとめ、本日、該当する案件はない旨、同委員会へ報告しました。

本件は、上記の設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む)または2012年版)において、配管同士のフランジ継手による接続、ならびに配管の穴の補強に係る規定に誤り^{※2}が確認されたことを受け、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下、「技術基準」という。)への適合が義務付けられている機器のうち、同規格に基づき設計したものの有無について、報告を求められたものです。

調査^{※3}の結果、誤りが確認された規格に基づいて設計したものはなく、当社原子力発電所では、すべて技術基準に適合した配管の接続が行われていることを確認しております。

以上

- ※1 日本機械学会「発電用原子力設備規格 設計・建設規格」<第I編 軽水炉規格>には、軽水型発電用原子力設備を構成する容器、配管、ポンプ、弁等に対する設計方法や試験・検査方法が規定されている。同規格は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に引用されている。
- ※2 配管同士のフランジ継手による接続、ならびに配管に別の配管を接続するために設けた穴の補強の適合条件が、正しい記載と比べて幅広く解釈できる記載となっていた。
- ※3 今回の調査では、上記の設計・建設規格(2005年版)の適用を規定した「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」が施行された平成18年1月1日以降に実施したものを対象とした。